

北上市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月21日

北上市監査委員 清水正士
同 佐藤恵子

1 監査の期間

令和3年10月27日から令和4年2月18日まで

2 監査の対象部課等名

別紙のとおり

3 監査対象範囲

財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

4 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とし、対象の事務、事業に係る関係書類の提出を求め、その書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

5 監査の結果

一部の事務について次に掲げる事例があり指摘事項とするので、適切な措置を講じられたい。

なお、教育委員会は、監査の結果に対して措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により当職に報告されたい。

6 指摘事項

(1) 郵券の不適切な管理

郵券の取扱いにおいて、受払簿と現有数が100枚以上相違しているものを確認した。郵便切手は、金銭的価値を有する金券の類であり、適切な保管と厳正な管理を徹底されたい。

別紙

監査の対象部課等名

監査の実施日	監査の対象
令和3年 10月27日	黒沢尻北小学校、黒沢尻西小学校、危機管理課、中央図書館
11月1日	西部学校給食センター、和賀西中学校、江釣子中学校、江釣子幼稚園
11月2日	飯豊小学校、二子保育園、口内保育園、黒沢尻東小学校
11月4日	鬼の館、博物館、文化財課
11月5日	都市再生推進課
11月8日	道路環境課、都市計画課
11月9日	下水道課、環境政策課
11月10日	市民課、市民税課、農業振興課
11月11日	政策企画課、総務課、資産経営課
11月12日	農業委員会事務局、資産税課、農林企画課
11月17日	議会事務局議事課、商業観光課
11月19日	国保年金課、収納課、長寿介護課
11月24日	選挙管理委員会事務局、都市プロモーション課、地域福祉課
令和4年 1月6日	子育て支援課、健康づくり課
1月7日	子育て世代包括支援センター、障がい福祉課
1月11日	地域づくり課、生涯学習文化課
1月12日	スポーツ推進課、企業立地課
1月14日	産業雇用支援課、学校教育課
1月17日	教育部総務課、会計課、財政課

北上市監査委員告示第2号

令和4年2月21日付け北上市監査委員告示第1号をもって公表した令和3年度定期監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、北上市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年3月28日

北上市監査委員 清水 正 士
同 佐藤 恵 子

3北総第1463号

令和4年3月16日

北上市監査委員 清水正士様
同 佐藤恵子様

北上市長 高橋敏彦



定期監査の指摘事項に対する措置について（報告）

令和4年2月21日付け3北監事第92号で報告を受けた定期監査結果における指摘事項について、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項

郵券の不適切な管理

2 措置内容

(1) 教育委員会教育部の対応

指摘を受けた学校（以下「対象校」という。）に聞き取りを行い、次の2項目が主な原因であることを確認した。

ア 受払簿を紙媒体と電子データにより二重管理していたことから、郵券の正確な保有枚数が把握できていなかった。

イ 郵券の払出し前に校長の決裁を受けていなかったことから、郵券自体も適切に管理されていなかった。

このことを受け、教育委員会は、対象校に対し、厳正な管理に向けた受払簿の適切な管理及び決裁手続の見直しを指導した。

(2) 対象校における改善事項

教育委員会からの指導を受け、対象校では、受払簿を紙媒体のみで管理するとともに、郵券の払出し前に事務担当者が副校長と内容を確認の上、校長から決裁を受ける等、受払簿及び郵券に係る適切な管理を実施している。このことについては、教育委員会において対象校の現地調査を行い、確認しているものである。

担当 企画部総務課法規文書係 阿部哲也
連絡先 内線 3223

